

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

第一条 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「六十三万六千円」を「六十四万四千円」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

			そ の 他 の 検 事 長	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	次 長 検 事	検 事 総 長	区 分	俸 給 月 額
三 号	二 号	一 号						
九七九、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円	一、一九一、〇〇〇円						
		一、二一六、〇〇〇円						
				一、三三一、〇〇〇円	一、二一六、〇〇〇円	一、四八六、〇〇〇円		

検

事

十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号
二九五、一〇〇円	三〇三、三〇〇円	三一七、六〇〇円	三三〇、三〇〇円	三四九、六〇〇円	三七二、四〇〇円	三九四、九〇〇円	四二八、六〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円

第二条 検察官の俸給等に関する法律の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号
二四七、一〇〇円	二五三、四〇〇円	二六三、六〇〇円	二六七、四〇〇円	二七〇、五〇〇円	二七九、一〇〇円	二九五、一〇〇円	三〇三、三〇〇円

検 事 総 長	区 分	俸 給 月 額
		一、四八六、〇〇〇円

検 事										そ の 他 の 検 事 長	東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	次 長 検 事
十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号			
四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七一六、〇〇〇円	八二九、〇〇〇円	九七九、〇〇〇円	一、〇四九、〇〇〇円	一、一九一、〇〇〇円	一、二一六、〇〇〇円	一、三三一、〇〇〇円	一、二一六、〇〇〇円

三 号	二 号	一 号	二 十 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号
四六二、〇〇〇円	五二六、〇〇〇円	五八四、〇〇〇円	二六五、三〇〇円	二六九、一〇〇円	二七四、五〇〇円	二八三、三〇〇円	三〇〇、一〇〇円	三〇九、〇〇〇円	三二五、三〇〇円	三三九、七〇〇円	三六六、三〇〇円	三九〇、八〇〇円

副

検

事

十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号
二五五、〇〇〇円	二六五、三〇〇円	二六九、一〇〇円	二七四、五〇〇円	二八三、三〇〇円	三〇〇、一〇〇円	三〇九、〇〇〇円	三二五、三〇〇円	三三九、七〇〇円	三六六、三〇〇円	三九〇、八〇〇円	四〇九、〇〇〇円	四四三、九〇〇円

附 則

（施行期日等）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の検察官の俸給等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、令和六年四月一日から適用する。

（給与の内払）

- 3 新法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

理 由

一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。